札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第65号)新旧対照表 (第3条関係)

化院中程質名人が ムの政備及の連吾の差异に関する未例	(十灰24千木) (		
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生	- - 	J4 7 44	/些 <del>*</del>
労働省令第107号)(令和3年4月1日時点)	現行	改正後	備考
目次	目次	目次	
第一章・第二章 (略)	第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (現行のとおり)	
第三章 設備及び運営に関する基準(第三条一 <u>第三十三条</u> の	第3章 設備及び運営に関する基準(第3条一 <u>第33</u>	第3章 設備及び運営に関する基準(第3条— <u>第33条</u>	規定整備
<u></u>	<u>条</u> )	<u>Ø 2</u> )	
第四章 (略)	第4章 (略)	第4章 (現行のとおり)	
第五章 雑則 (第四十条)	第5章 雑則 (第51条)	第5章 雑則 (第51条 <u>·第52条</u> )	同上
第二章 基本方針	第2章 基本方針	第2章 基本方針	
(基本方針)			
第二条 (略)	第2条 (略)	第2条 (現行のとおり)	
2 · 3 (略)	2及び3 (略)	2及び3 (現行のとおり)	
4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等の	(新設)_	4 軽費老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、	参酌(基準省令)
ため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し		虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも	1条第5号)
研修を実施する等の措置を講じなければならない。		に、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなけ	
		<u>ればならない。</u>	
	4 (略)	5 (現行のとおり)	
(運営規程)	(運営規程)	(運営規程)	
第七条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての第7条 軽費老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の第7条 軽費老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の			
重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定る	運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規	運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規	
ておかなければならない。	程」という。)を定めておかなければならない。	程」という。)を定めておかなければならない。	
一~六 (略)	(1)から(6)まで (略)	(1)から(6)まで (現行のとおり)	
七 虐待の防止のための措置に関する事項		(7) 虐待の防止のための措置	同上
<u>八</u> (略)	(7) その他施設の運営に関する重要事項	(8) その他施設の運営に関する重要事項	
(非常災害対策)	(非常災害対策)	(非常災害対策)	
第八条 (略)	第8条 (略)	第8条 (現行のとおり)	

|2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避|2 軽費老人ホームの設置者は、非常災害に備えるた|2 軽費老人ホームの設置者は、非常災害に備えるた 難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

め、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を め、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を 行わなければならない。

行わなければならない。

|3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たっ|(新設)

て、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなら

ない。

(サービス提供の方針)

第十七条 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

|5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次|5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化|5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化 に掲げる措置を講じなければならない。

(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電 話装置等 という。)を活用して行うことができるものと する。) を三月に一回以上開催するとともに、その結果に ついて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二•三 (略)

(施設長の責務)

第二十二条 (略)

|2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条ま|2 軽費老人ホームの施設長は、当該軽費老人ホームの|2 軽費老人ホームの施設長は、当該軽費老人ホームの|規定整備 で、第十二条から前条まで及び次条から第三十三条の二ま 他の職員に第7条から第9条まで、第12条から前条ま 他の職員に第7条から第9条まで、第12条から前条ま での規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うもの で及び次条から第33条までの規定を遵守させるため で及び次条から第33条の2までの規定を遵守させる とする。

(勤務体制の確保等)

第二十四条 (略)

(サービス提供の方針)

第17条 (略)

2から4まで (略)

V)

委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結 果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を 図ること。

(2)及び(3) (略)

(施設長の責務)

第22条 (略)

に必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 (略)

|3 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の同上 実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努め なければならない。

(サービス提供の方針)

第17条 (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

を図るため、次に掲げる措置を講じなければならな」を図るため、次に掲げる措置を講じなければならな V)

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する従う(基準省令第 委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以1条第3号)

下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行う ことができるものとする。)を3月に1回以上開催 するとともに、その結果について、介護職員その他 の従業者に周知徹底を図ること。

(2)及び(3) (現行のとおり)

(施設長の責務)

第22条 (現行のとおり)

ために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 (現行のとおり)

(略)

人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、い。 介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で 定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除 く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる ために必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための3 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質3 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質参酌(基準省令第 - 研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老 の向上のための研修の機会を確保しなければならな の向上のための研修の機会を確保しなければならな 1条第5号)

> い。その際、当該設置者は、全ての職員(看護師、准 看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有す る者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症 介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措 置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供 を確保する観点から、職場において行われる性的な言 動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環 境が害されることを防止するための方針の明確化その 他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

(現行のとおり)

従う(基準省令第

第24条の2 軽費老人ホームの設置者は、感染症又は非1条第3号) 常災害の発生時において、入所者に対するサービスの 提供を継続的に実施し、及び非常時の体制によりおけ る早期に業務の再開を図るための計画(以下この条に おいて「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続 計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的に実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画 の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点(新設)

から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え たものにより職員の就業環境が害されることを防止するた めの方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生 時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施 するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業

務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周 知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなけ ればならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行 い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(新設)

(略)

(衛生管理等)

第二十六条 (略)

- |2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又|2 軽費老人ホームの設置者等は、当該軽費老人ホーム|2 軽費老人ホームの設置者等は、当該軽費老人ホーム は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に捌において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しなにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しな げる措置を講じなければならない。
  - 及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果 について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る こと。
- (略)
- 三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、感染 (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、感染 対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のた めの研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための 訓練を定期的に実施すること。

四 (略)

(掲示)

第二十八条 (略)

|2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を|(新設)

当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係 者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に 代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

(事故の発生の防止及び発生時の対応)

第三十三条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防第33条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生又はそ第33条 軽費老人ホームの設置者は、事故の発生又はそ 止するため、次の各号に定める措置を講じなければならな」の再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなけれ」の再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなけれ

(衛生管理等)

第26条 (略)

いように、次に掲げる措置を講じなければならない。」いように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防 (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒 (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒同上 の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会をおおむね3月に1回以上開催するととも に、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
  - (2) (略)
  - 症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研 修を定期的に実施すること。

(4) (略)

(掲示)

第28条 (略)

行うものとする。

(衛生管理等)

第26条 (現行のとおり)

- の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催 するとともに、その結果について、職員に周知徹底 を図ること。
- (2) (現行のとおり)
- 症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研 修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓 練を定期的に実施すること。
- (4) (現行のとおり)

(掲示)

第28条 (現行のとおり)

|2 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する重要事参酌 (基準省令第 項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、1条第5号) かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること により、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故の発生の防止及び発生時の対応)

V,

一•二 (略)

用して行うことができるものとする。)及び職員に対する 研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を 置くこと。

 $2 \sim 4$  (略)

(虐待の防止)

第三十三条の二 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発 を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければなら ない。

- 一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策 を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、そ の結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針 を整備すること。
- 三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止 のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を

置くこと。

附則

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

第三条 (略)

2 · 3 (略)

(基本方針)

第35条 (略)

2及び3 (略)

ばならない。

(1)及び(2) (略)

る研修を定期的に行うこと。

(新設)

2から4まで (略)

(新設)

ばならない。

- (1)及び(2) (現行のとおり)
- 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活 (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対す (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置従う(基準省令第 等を活用して行うことができるものとする。)及び1条第3号) 職員に対する研修を定期的に行うこと。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当 者を置くこと。

2から4まで (現行のとおり)

(虐待の防止)

同上

第33条の2 軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又 はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じな ければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための 対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し て行うことができるものとする。) を定期的に開催 するとともに、その結果について、職員に周知徹底 を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための 指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待 の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当 者を置くこと。

(基本方針)

第35条 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止 (新設) 軽費老人ホームA型の設置者は、入所者の人権の擁参酌(基準省令第 等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対 護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと 1条第5号) ともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じ し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 なければならない。 (略) (現行のとおり) (準用) (準用) (準用) 第十条 第三条から第九条まで、第十二条から第十五条まで、第42条 第 3 条から第 9 条まで、第12条から第15条ま|第42条 第 3 条から第 9 条まで、第12条から第15条ま規定整備 第十七条から第二十条まで、第二十二条及び第二十四条から で、第17条から第20条まで、第22条及び第24条から第 で、第17条から第20条まで、第22条及び第24条から第 第三十三条の二までの規定は、軽費老人ホームA型について 33条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用 33条の2までの規定は、軽費老人ホームA型について 準用する。この場合において、第二十二条第二項中「第七条 - する。この場合において、第22条第2項中「第7条か」 準用する。この場合において、第22条第2項中「第7 から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から第三十 - ら第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第33 条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から 三条の二まで」とあるのは「附則第七条から附則第九条まで 条まで」とあるのは、「第39条から第41条まで並びに 第33条の2まで」とあるのは、「第39条から第41条ま 並びに附則第十条において準用する第七条から第九条まで、 第42条において準用する第7条から第9条まで、第12 で並びに第42条において準用する第7条から第9条 第十二条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで及び 条から第15条まで、第17条から第20条まで及び第24条 まで、第12条から第15条まで、第17条から第20条まで 第二十四条から第三十三条の二まで」と読み替えるものとす から第33条まで」と読み替えるものとする。 及び第24条から第33条の2まで」と読み替えるものと する。 る。 (軽費老人ホームB型に係る基本方針) (基本方針) (基本方針) 第十一条 (略) 第44条 (略) 第44条 (現行のとおり) 2 • 3 (略) 2及び3 (略) 2及び3 (現行のとおり) 4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止 (新設) 4 軽費老人ホームB型の設置者は、入所者の人権の擁参酌 (基準条例第 等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対 護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと1条第5号) ともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じ し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 なければならない。 (略) 5 (現行のとおり) (進用) (進用) (進用) 第十七条 第三条から第五条第一項まで、第六条から第九条ま第50条 第3条から第9条まで(第5条第2項を除開50条 第3条から第9条まで(第5条第2項を除規定整備

- で、第十二条から第十五条まで、第十七条、第十九条から第一く。)、第12条から第15条まで、第17条、第19条から| く。)、第12条から第15条まで、第17条、第19条から|

二十二条まで及び第二十四条から第三十三条の二までの規 定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合にお 老人ホームB型について準用する。この場合におい 軽費老人ホームB型について準用する。この場合にお いて、第二十二条第二項中「第七条から第九条まで、第十二」て、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条」いて、第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12 条から前条まで及び次条から第三十三条の二まで」とあるの│ から前条まで及び次条から第33条まで | とあるのは、│ 条から前条まで及び次条から第33条の2まで | とある は「附則第十五条及び附則第十六条並びに附則第十七条にお いて準用する第七条から第九条まで、第十二条から第十五条 第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第17 する第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、 まで、第十七条、第十九条から第二十二条まで及び第二十四 条、第19条から第21条まで及び第24条から第33条ま 第17条、第19条から第21条まで及び第24条から第33条 条から第三十三条の二まで」と読み替えるものとする。

※ 以下の省令の規定は本則

第五章 雑則

(電磁的記録等)

第四十条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存 その他これらに類するもののうち、この省令の規定において 書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ の他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情 報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの (次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することができない方式で作られ る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される ものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、 締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。) のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定され ている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方 の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁

で」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(新設)

第22条まで及び第24条から第33条までの規定は、軽費 第22条まで及び第24条から第33条の2までの規定は、 「第48条及び第49条並びに第50条において準用する」のは、「第48条及び第49条並びに第50条において準用 の2まで」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

参酌 (基準省令第

|第51条 作成、交付、保存その他これらに類するものの|1条第5号|

うち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知 覚によって認識することができる情報が記載された紙 その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) により行うこととされているもの(次項に規定するも のを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係 る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知 覚によっては認識することができない方式で作られる 記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ

2 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する もの(以下この項において「交付等」という。)のう ち、この条例において書面により行うこととされてい るものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、 書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法

れるものをいう。)により行うことができる。

器的方法その他人の知覚によって認識することができない		その他人の知覚によって認識することができない方法
方法をいう。) によることができる。		<u>をいう。)により行うことができる。</u>
	(委任)	(委任)
	第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定	第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定規定整備
	める。	める。